

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月21日  
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成29年12月25日香川県公告

(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー飯山店

丸亀市飯山町下法軍寺786番地1外

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

- ・水路への排水計画については、地元水利関係者・団体と協議すること。
- ・騒音規制法等、環境に関する法令を遵守すること。
- ・騒音について、苦情が出ないように事前に対策を講じるとともに、苦情が発生した場合は誠実に対応すること。
- ・地元雇用の確保に努めること。
- ・自治会等、地元住民との調整を十分に行うこと。
- ・工事車両の通行などによって市道を損傷した場合は原因者において復旧すること。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

(1) 意見書を提出した者

地元住民

(2) 意見の概要

第1 意見の要旨

本件店舗の施設配置の変更を求めます。

第2 意見の理由

(1) 意見提出者の立場

私は、本件店舗建築予定地の南側隣接地に居宅を有する者です。

(2) 本件店舗の施設配置について

本件店舗は、私の居宅の北方及び西方を取り囲むような形で施設配置が計画されています。

私の居宅は、敷地境界の際に建築しており、北方敷地境界と本件店舗施設との間は2830mm(2.83m)

の間隔しか設けられておりません。

そして、本件店舗施設の高さは、最大で16000mm(16m)であり、最も低いところでも5471mm(5.471m)

であります。

また、私の居宅の西方敷地境界付近には本件店舗施設のバックヤードが配置される計画となっています。

(3) 施設配置の変更を求める理由

ア 延焼の危険

上記のような施設配置からすれば、仮に本件店舗において火災が発生した場合、現状の敷地境界線と本件店舗施設との間隔では、私の居宅への延焼は免れることができません。

本件店舗には、「ベーカリー」や「ピザ作業室」及び「惣菜作業室」等が設けられる予定であり、火

を扱う機会も多いと思われます。

実際に、以前、本件店舗建築予定地に建っていた工場で火災が発生した折、10m以上の距離が

あったにもかかわらず私の居宅へ延焼したことがあります。

イ 騒音や振動による被害

本件店舗には、お客さんや従業員の方々を含め一日当たり数百人規模の人間が出入りすること

になると思われます。しかも、本件店舗は24時間営業となっておりますし、おそらく年中無休の営業を行うことになると思われます。上記規模の人間が発生させる騒音や振動による生活被害を私の家庭は1年中24時間ひと時の休みもなく受けなければならないことになります。

また、バックヤードでは荷さばきが行われることになろうかと思われます。大型トラックによる商品搬入に伴う騒音や振動も上記と同様です。

ウ 臭いの問題

本件店舗のバックヤードには、冷蔵庫や冷凍庫、精肉作業室、生ゴミ冷蔵庫等が設けられる予定です。私の家庭はこれらによる臭いの被害についても1年中24時間ひと時の休みもなく受けなければならないことになります。

エ 輻射熱による被害

本件店舗の外壁及び屋根の部材は鉄板を使用することが予定されております。この場合、現状の敷地境界線と本件店舗施設との間隔では、私の居宅に対し、甚大な輻射熱被害が生じる可能性が高いと考えています。

(4) 届出者との従前の交渉経緯

私は、本件店舗の設置計画が発覚して以来、一貫して本件店舗の施設配置の変更を求めてきましたが、届出者に受け入れられることはありませんでした。そもそも、本件店舗の設置計画の発覚についても届出者側から説明があったわけではなく、本件店舗建築予定地の地権者から話を聞いたのがきっかけでした。届出者側が自ら私方に説明をしに来たことは一度もありませんでした。この問題の根源には届出者側の余りにも不誠実な事業の進め方があります。届出者側は、本件店舗の設置計画を進めるに当たり、同計画の直接の受益者となる本件店舗建築予定地の地権者にのみ詳細な説明を行い、一方で同計画により不利益を直接被る私方や地域の水利組合等には計画を隠し続けていました。施設配置の変更ができない理由も、届出者側で店舗売上の経済的合理性を追求した販売スペースの規格が決まっており、これを動かすことができず、かかる販売スペースを確保するためには現計画の施設配置しか取ることができないという余りにも身勝手なものです。

(5) 結語

何故、届出者側の経済活動のために私方が一方的に上記のような不利益を甘受しなければならないのでしょうか。本件店舗の設置そのものに反対しているわけではありません。地域の方々の生活の利便性を考えれば、飯山町地域に大型の小売販売店ができることは良いことだと思っております。しかしながら、そのために私方が被る不利益が余りにも大きすぎると思っております。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間	平成30年5月21日から同年6月21日まで